

平成26年12月2日

福岡県建設業協会 殿

福岡県建築都市部営繕設備課長

福岡県庁舎議会棟外壁改修他工事
一般競争入札（再入札扱い）における参加条件について

日ごろから、本県の建築工事にご協力いただきありがとうございます。

標記の県建築都市部が発注する建築工事（再入札扱い）について、下記の通りの条件設定で12月2日に公告しましたのでお知らせいたします。

記

○福岡県庁舎議会棟外壁改修他工事

一般競争入札（総合評価方式）とし、入札参加資格条件は、建設業法第3条第1項に規定する主たる営業所を福岡県土整備事務所管内の福岡市博多区、東区、古賀市若しくは糟屋郡又は北九州市土整備事務所宗像支所管内に有すること。

又は、主たる営業所を福岡県内に有し、かつ、10年間継続してその他の営業所を福岡県土整備事務所管内の博多区、東区、古賀市又は糟屋郡に有すること。

建築一式工事で、特定建設業Aaランクといたします。

なお、「福岡県建築都市部が発注した建築一式工事等を施工中又は落札後契約手続き中でないこと」の制限を解除しています。

なお、日程は、公告12月2日、申込期限12月16日、開札27年2月3日の予定となっております。